

④ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

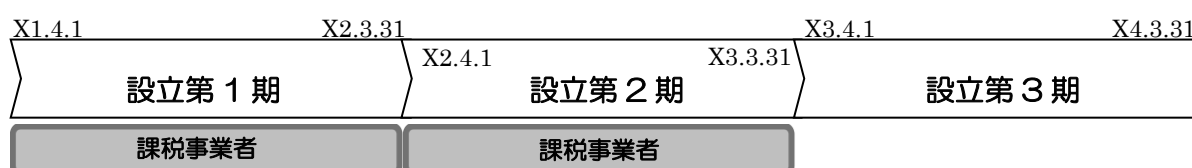
その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。新設法人に該当する場合は、「**消費税の新設法人に該当する旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

なお、「法人設立届出書」の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。

○ 新設法人の納税義務（事業年度が1年の3月末決算法人）の判定

X1.4.1及びX2.4.1における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の場合



※ 設立第3期以後は基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で納税義務を判定します。詳しくは3ページ「[①消費税課税事業者届出書](#)」をご覧ください。

* その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、**国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合**には、当該事業年度は基準期間がないものとみなされます（令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用）。

⑤ 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）が、次の1及び2のいずれにも該当する場合（特定新規設立法人）は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、「**消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

- 1 その基準期間がない事業年度開始の日において、特定要件に該当すること
- 2 判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における(1)課税売上高が5億円を超えていること又は(2)売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額が、国外におけるものも含め50億円を超えていること（(2)の要件は令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用）

* **特定要件とは**、他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合等をいいます。

* **判定対象者とは**、特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者をいいます。

* その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に、**国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合**には、当該事業年度は基準期間がないものとみなされます（令和6年10月1日以後開始する課税期間から適用）。

注意 調整対象固定資産などを取得等した場合は…15・16ページ**注意**をご覧ください。